

令和 7 年 9 月 1 日
山梨行政監視行政相談センター

山梨県内の 1 名の行政相談委員が 総務大臣表彰を受賞されます

このたび、山梨県内の 1 名の行政相談委員が、令和 7 年度行政相談委員総務大臣表彰を受賞されることになりました。

この総務大臣表彰は、行政相談委員として、永年その職にあり、その業績が特に顕著で他の模範とするに足りると認められる方を総務大臣が表彰するものです。

○ 受賞行政相談委員

広瀬 常晴（ひろせ つねはる） 委員（77 歳）

○ 表彰式は以下のとおり行われます。

日 時 : 令和 7 年 9 月 3 日（水）10 時 00 分から

場 所 : 京王プラザホテル 5 階「コンコードボールルーム」

（東京都新宿区西新宿 2-2-1）



照会先：総務省 山梨行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課長 大久保 武範

T E L : 055-252-1496

E-MAIL : yaman30@soumu.go.jp

URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/yamanashi.html>

【参考】

受賞行政相談委員のプロフィール

〔委員氏名〕 ひろせ つねはる
広瀬 常晴 委員

〔年齢等〕 昭和 23 年 3 月 3 日生、77 歳

〔委員活動〕 山梨市担当

委嘱期間 12 年 4 か月

（委嘱 平成 25 年 4 月 1 日）



委員は、毎月、市役所本庁舎及び支所で定例相談所を開設しているほか、巡回相談所の開設についても取り組んでおり、困りごとを抱えている方々に寄り添い、その解決に尽力しています。また、同市の各種委員協議会開催では中心的な役割を果たしており、各種委員との意見交換の際には積極的に発言するなど他の委員の模範となっています。さらに、日々の相談活動によって得られた情報や経験から感じた、行政の改善に関する意見を、「行政相談委員意見」として提出した実績もあります。

【参考】

広瀬委員が提出した行政相談委員意見※

〔件名〕

医療機関における障害年金制度の周知の推進

〔意見内容〕

定例相談に来所された方から、「人工透析が障害年金の受給要件に該当することを知らなかったため障害年金を受給できなかった。遡及して受給することは可能か。」との相談を受け、障害年金の制度を調べたところ、遡及受給が時効に到達していない部分についてしか受給できないことが分かった。

そもそも人工透析治療を受けることが障害年金の受給要件になることはあまり知られてないように思われるので、受給漏れの発生を防ぐためにも、医療機関などから患者に障害年金制度を適切に案内する取組を行うなど一層の周知が必要なのではないか。

※行政相談委員は、相談活動を通じて得られたさまざまな行政運営上の改善についての意見を総務大臣に述べることができます（行政相談委員法第 4 条）。

○ 行政相談とは？

総務省では、国の行政全般についての国民の苦情や意見・要望を受け付け、公正・中立な立場から関係行政機関に必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、それを通じて行政の制度及び運営の改善を図る「行政相談」を行っています。

○ 行政相談委員とは？

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に約 5,000 人（各市（区）町村に 1 人以上）が配置されています。地域住民の身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情や手続などの相談を受け付け、その解決のための助言や関係機関に対する通知等の業務を無報酬で行っています。

山梨県内では、70 名の行政相談委員が委嘱されています（令和 7 年 8 月 1 日現在）。